



栃木県公報

令和3(2021)年
3月31日(水)
号外
第27号

目次

監査委員

○包括外部監査の結果に基づく措置状況の公表..... 1

監査委員

栃木県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、栃木県知事から令和元年度包括外部監査結果に対して講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和3(2021)年3月31日

栃木県監査委員	小	林	幹	夫
同	関	谷	暢	之
同	金	井	弘	行
同	平	野	博	章

行I第497号
令和3(2021)年3月11日

栃木県監査委員	小	林	幹	夫	様
同	関	谷	暢	之	様
同	金	井	弘	行	様
同	平	野	博	章	様

栃木県知事 福田 富一

令和元年度包括外部監査結果に対する措置について（通知）

このことについて、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

令和元年度包括外部監査結果に対する措置状況

就業人口対策に係る事務の執行及び事業の管理について

第1章 「とちぎ創生15戦略」の成果指標

項目	監査結果	講じた措置
(1) 成果指標の設定レベルについて（意見）	PDCA サイクルにおける成果指標について、下位レベルの個別事業単位での設定が徹底されていない。戦略の細部にわたってPDCA サイクルが完結するように個別	御意見を踏まえ、個別事業に対して目標となる指標の設定を検討していく。数値によって指標化することができない事業等については、上位指標の設定を検討し

	事業に対しても各部局において基本的な目標となる指標を設定する必要がある。	ていく。 (総合政策課)
--	--------------------------------------	-----------------

第2章 戦略1 ものづくり県の更なる発展と新産業の創出

項目	監査結果	講じた措置
1. 新産業の創出・育成の促進 1.1 新産業創造事業費—ヘルスケア関連産業創出等支援事業費 (1) 単価計算をする人件費の取扱いについて (意見)	委託料のうち単価計算の人件費について、年次有給休暇に関する負担額が含まれるか仕様書で明確になっていない。計算方法を明確にして取扱いがあいまいにならないようにすべきである。	御意見を踏まえ、令和2年度からの委託契約書に必要な事項を明記した。 (産業政策課)
1.2 新産業創造事業費—ロボット関連産業創出等支援事業費 (1) ロボット試作品や研究成果についての取扱いについて (意見)	事業で行われた研究開発の成果や試作品の取扱いについて知的財産に関する規程の整備がなされていない。研究成果や試作品の取扱いについての規程を整備することが必要と考える。	本事業は令和元年度で終了したが、御意見を踏まえ、今後同様の事例が生じた場合には、適宜知的財産に関する規定の整備等を図っていく。 (産業政策課)
1.3 戦略的産業分野受発注開拓事業費 (1) 戦略的産業分野別の成果の把握について (意見)	戦略的産業分野に関連する支援対象業種全体としての成果は評価されているが、戦略的産業分野別の成果については把握・分析されていない。各分野別の情報収集及び成果を分析するための施策を検討することが望まれる。	今後、同様の事業を実施する際には、御意見を踏まえ、より詳細な情報収集、成果分析の実施について検討する。 (工業振興課)
2. 地域の雇用を支える企業支援 2.1 紬織物技術支援センター整備費 (1) 他の組織との協調について (意見)	結城紬の振興に関わる他の自治体と、ソフト・ハード両面において協調の効果と見込みについて検討を継続されたい。	御意見を踏まえ、結城紬の一貫生産を可能とする拠点整備を機に、今後とも他自治体等との連携を図りながら、効果的な活用について検討していく。 (工業振興課)
2.2 地域産業育成等支援事業費 (1) 補助対象となる事業費用の検査について (指摘事項)	補助金の対象となった事業費用についての添付資料に不十分な事項があった。補助対象となる	今後、同様の案件が生じた場合には、指摘内容を踏まえ、客観的な資料に基づいた検査を行うな

	<p>費用の検査に当たっては、材料の取得の仕方や金額について、客観的な資料に基づいて、慎重に検討すべきである。</p>	<p>ど、適切な対応を図っていく。 (工業振興課)</p>
<p>2.3 創業支援事業費—起業家育成事業費 (1) 相談内容の情報共有について (指摘事項)</p>	<p>アドバイザーが受けた創業にかかる相談内容について、報告と分析が十分になされていない。相談件数などは報告されているが、相談内容についての分析の報告まではされていない。委託先に相談内容の分析と報告を求めるべきである。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、アドバイザーが受けた相談内容について、傾向及び対応方針の分析・報告を委託先に求めることとした。 (経営支援課)</p>
<p>(2) 仕様書と実際の業務内容について (指摘事項)</p>	<p>専門相談業務が仕様書に沿って計画されておらず、委託先の他事業と役割分担が不明確である。業務の仕様を見直す必要がある。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、今後、同様の事業を実施する際には、業務の仕様を十分に検討し、役割を明確にしていく。 (経営支援課)</p>
<p>(3) 成果指標としている開業率について (意見)</p>	<p>開業率の算定根拠である「雇用保険事業年報」には純粋な開業数以外の増加数値が含まれるが、それらが成果の評価の際に特に考慮されていない。国の地方創生戦略のKPI例にならっているからと考えられるが、純粋な開業以外の要因に留意しながら評価・分析すべきであり、県による独自の情報収集による評価を検討することが望ましい。</p>	<p>御意見を踏まえ、今後は「創業支援事業計画に基づく創業支援事業による支援実績」による評価とし、事業成果の把握に努めていく。 (経営支援課)</p>
<p>2.4 創業支援事業費—空き店舗を活用した創業支援事業費 (1) 事業費の執行状況について (意見)</p>	<p>事業費執行の前提となる空き店舗情報が十分でないため、予算の未消化割合が大きくなっている。空き店舗の把握は市町の協力が欠かせないものであるが、県としても効果的な把握への方策が検討されることを期待したい。</p>	<p>御意見を踏まえ、より多くの空き店舗情報の把握が可能となるよう、市町との協力体制を検討していく。 (経営支援課)</p>
<p>2.7 産業活性化金融対策費 (とちぎ創生融資 外 (新規分)) (1) 制度融資メニューの検討について (意見)</p>	<p>利用実績が少ない制度融資について利用のしやすいものになっているか、また貸出実績が多い「とちぎ創生融資」について県の政策に資するものになっているか検討が必要と思われる。</p>	<p>御意見を踏まえ、資金の創設、拡充、整理・統合などに当たっては、利用しやすい制度となるよう引き続き努めていく。また、とちぎ創生融資については、第二期計画が策定されたことから、その内</p>

<p>2.9 とちぎ地域起業応援パッケージ事業費—資金調達手段多様化サポート事業</p> <p>(1)今後の「ふるさと投資」の支援展開について（意見）</p>	<p>現在はクラウドファンディングの普及活動が事業の主たる内容で、プロジェクトを実行する際の具体的な支援内容がない。プロジェクトを実行する際の支援策についても検討していくことが望まれる。</p>	<p>容を踏まえ、産業政策に資する資金となるよう今後とも努めていく。（経営支援課）</p>
<p>2.10 とちぎ地域起業応援パッケージ事業費—サービス産業生産性向上支援事業</p> <p>(1)生産性向上の成果に関する情報の把握について（指摘事項）</p>	<p>生産性向上について具体的な成果指標の設定と事業実施後の成果の情報収集がなされていない。生産性の成果指標を設定し、成果を把握するための情報収集方法を検討すべきである。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、新たな成果指標を加えるなどして、事業成果の把握に努めることとした。（経営支援課）</p>
<p>2.11 とちぎサービス産業応援プロジェクト事業—経営革新サービス産業生産性向上支援事業</p> <p>(1)実績報告の管理について（指摘事項）</p>	<p>事業成果に関する情報の収集が適切になされていない。要領どおりに成果報告が提出されるよう指導し、事業成果の適時な把握ができるよう、改善策を講じるべきである。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、実情に合わせた報告書提出期限の見直し等を実施し、事業成果の把握に努めることとした。（経営支援課）</p>
<p>2.13 中小企業海外展開支援事業費—ジェトロ栃木貿易情報センター運営事業費</p> <p>(1)負担金の検討について（意見）</p>	<p>事業費の詳細や経済効果など幅広く情報収集に努め、ジェトロ栃木貿易情報センターの運営事業費負担金の在り方について定期的に検討をすることが望ましい。</p>	<p>御意見を踏まえ、支援による経済効果（H27～H29年度分）を確認した。事業費の支出実績についても、詳細の把握に努めていく。（国際課）</p>
<p>3. 産業人材の確保・育成</p> <p>3.1 プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業費</p> <p>(1)委託金額の確定額について（指摘事項）</p>	<p>委託金額の確定額の計算方法について、契約書で明記されてい</p>	<p>指摘内容を踏まえ、令和2年度からの委託契約書に必要な事項</p>

<p>3.2 中小企業海外展開支援事業費 ーグローバル企業人材確保支援事業費</p> <p>(1) 補助金の申請要件について (意見)</p>	<p>ない部分がある。精算額の計算に必要な事項は、契約書において合意された内容を漏れなく明記すべきである。</p> <p>外国人留学生のインターンシップ研修生の受け入れにかかる補助金の申請要件に海外展開支援に資する内容が盛り込まれていない。本事業は全体としてグローバル人材の確保と活用による海外展開に資することを目的としているので、研修生を受け入れることで、海外展開に当たりどのような計画を企業が実施していくのかを申請させ、受け入れによりどのような課題が把握されたかなどを報告させることが事業遂行に有用と考える。</p>	<p>を明記した。 (産業政策課)</p> <p>今後、同様の事業を実施する際は、企業の研修実施内容の詳細を把握し、今後に生かすことができる報告方法で実施することとする。 (国際課)</p>
---	--	---

第3章 戦略5 多様な人材が働きやすい就労環境づくり

項目	監査結果	講じた措置
<p>1. 就労支援の充実</p> <p>1.1 離職者等再就職訓練事業費</p> <p>(1) 本事業の趣旨・目的について (意見)</p>	<p>特に栃木県内で働いてもらうという方策や工夫が明確には採られておらず、明確にされるべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、求職者の居住地や地域の求人状況を考慮しながら、県内企業への就職に向けた支援について適切に対応していく。 (労働政策課)</p>
<p>1.2 女性活躍応援事業費ー女性のチャレンジ応援事業</p> <p>(1) キャリア・マネジメント講座について (意見)</p>	<p>参加者の所属企業に偏りがある。事業が好評であるだけに、より幅広い企業からの応募があるよう、本事業を周知されたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、これまでの周知方法、周知先に加え、産業労働観光部のメールマガジン「いい仕事いい家庭つぎつぎ通信」に掲載依頼を行った。 (人権・青少年男女参画課)</p>
<p>(2) キャリアカウンセラーによる相談事業について (意見)</p>	<p>複数回相談をしている同一の利用者についても、複数回としてカウントしており、利用実績に関する統計方法を改善すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、相談延べ件数のほか、実利用人数も把握し、各種資料へ記載する際に併記することとする。 (人権・青少年男女参画課)</p>
<p>(3) キャリアカウンセラーについて (意見)</p>	<p>業務内容に改善の余地がある。相談利用実績から判断すると現</p>	<p>とちぎ男女共同参画センターにおける就職相談は、一般的な就</p>

	<p>に行っている業務以外になんらかの業務を担わせる必要があるといえるが、検証をしていない。相談内容に関しても、就職先が見つからないなどの相談が多く、相談事業として効果的なのか疑問が残るところであるが、この点に関する検証等も実施されていない。</p>	<p>職相談のみならず、複合的な困難を抱える女性を経済的自立に向けて支援するための相談窓口としても重要な機能を有しており、相談者の心身の状態や生活背景を踏まえた中長期的な相談支援を行える体制が必要である。</p> <p>御意見を踏まえ、より就職につながり易くなるようキャリアカウンセリングの内容の充実を図るとともに、相談窓口の周知にも努め利用の促進を図っていく。</p> <p>(人権・青少年男女参画課)</p>
<p>(4) 企業を考える女性に実践を学ぶ場を提供する事業による相談事業について (意見)</p>	<p>起業につながった者は極めて少数にとどまり、起業に至っていない理由に関する分析等が十分に検証されていない。</p>	<p>御意見を踏まえ、起業に至っていない参加者について、その理由を分析した。</p> <p>今後は、実施した事業について、事業効果等の分析及び検証を行っていく。</p> <p>(人権・青少年男女参画課)</p>
<p>1.3 働き方改革応援事業費 (1) 成果指標について (意見)</p>	<p>成果指標として掲げられているのが利用実績にとどまり、指標として妥当でない。</p>	<p>御意見を踏まえ、上位指標であるとちぎ創生15戦略における成果指標を設定した。</p> <p>(労働政策課)</p>
<p>(2) 働き方改革無料相談会について (意見)</p>	<p>具体的な相談内容が、働き方改革に関連しないものが一定数存在することからして、輝くとちぎの人づくり推進基金を使用して、どこまで働き方改革に関する無料相談を実施すべきなのか、実施の必要性に関する検討が十分にされていない。</p>	<p>今年度の無料相談会については、国(栃木働き方改革推進支援センター)事業を活用して実施している。</p> <p>(労働政策課)</p>
<p>1.4 障害者就労支援事業費—とちぎナイスハート推進事業費 (1) 個別事業における目標指標の設定について (意見)</p>	<p>戦略の細部にわたってPDCAサイクルが完結するように個別事業に対しても各部局において基本的に目標となる指標を設定すべきであった。</p>	<p>御意見を踏まえ、とちぎ創生15戦略の成果指標の設定について今後検討していく。</p> <p>(障害福祉課)</p>
<p>1.8 とちぎユニバーサル農業促進事業費—ユニバーサル農業研究事業費 (1) 成果指標の設定方法について (意見)</p>	<p>成果指標の設定方法を変更すべきである。成果指標として「農業者が障害者等に『就労機会を提</p>	<p>農福連携の取組が本県で定着してきたことから、御意見を踏まえ、障害者等の就労機会に着目し</p>

	<p>供した』取組数」を掲げるのであれば、別のカウント方法や評価方法を検討する余地が大いにある。</p>	<p>た成果指標に令和3年度から反映予定である。(農政課)</p>
<p>1.9 とちぎユニバーサル農業促進事業費—ユニバーサル農業活性化事業費 (1) 成果指標の設定方法について (意見)</p>	<p>成果指標の設定方法を変更すべきである。成果指標として「農業者が障害者等に『就労機会を提供した』取組数」を掲げるのであれば、別のカウント方法や評価方法を検討する余地が大いにある。</p>	<p>農福連携の取組が本県で定着してきたことから、御意見を踏まえ、障害者等の就労機会に着目した成果指標に令和3年度から反映予定である。(農政課)</p>
<p>1.10 とちぎユニバーサル農業促進事業費—ユニバーサル農業就労促進事業費 (1) 成果指標の設定方法について (意見)</p>	<p>成果指標の設定方法を変更すべきである。成果指標として「農業者が障害者等に『就労機会を提供した』取組数」を掲げるのであれば、別のカウント方法や評価方法を検討する余地が大いにある。</p>	<p>農福連携の取組が本県で定着してきたことから、御意見を踏まえ、障害者等の就労機会に着目した成果指標に令和3年度から反映予定である。(農政課)</p>
<p>1.12 雇用安定支援対策費—特別雇用安定支援対策・地域雇用対策 (1) 成果指標の設定について (意見)</p>	<p>成果指標の設定を変更すべきである。特別雇用安定支援対策・地域雇用対策は、就労の機会平等を図ることを目的とし、あらゆる差別を解消し公平な採用の実現を目指すものであるが、成果指標において、「障害者の雇用率」(KPI)が掲げられており障害者に限定されているから、妥当な成果指標であるとは言い難い。</p>	<p>御意見を踏まえ、上位指標であるとしちぎ創生15戦略における成果指標を設定した。(労働政策課)</p>
<p>1.13 雇用安定支援対策費—障害者雇用推進事業 (1) コンサルティング実施件数について (意見)</p>	<p>本事業においてコンサルティングを実施できる件数自体を増加させることが有効であると考えられ、コンサルティング実施件数を増加させるための検討をすることが望ましい。</p>	<p>今年度の実施に当たっては、実施方法を見直し、予定数以上の支援も対応可能な範囲で行うこととした。(労働政策課)</p>
<p>1.14 生涯現役応援事業費—とちぎ障害現役シニア応援センター—運営費</p>		

<p>(1) 成果指標の設定について (指摘事項)</p>	<p>センターが「社会貢献活動から就労まで相談にワンストップで対応する」ことを趣旨・目的としていることからすると、単純に、センターの「利用者数」で効果を測定できるとは思えない。成果指標を当該趣旨・目的に沿ったものに改めるべきである。</p>	<p>成果指標を、高齢者の社会貢献活動参加率に改めた。 (高齢対策課)</p>
<p>(2) とちぎ生涯現役シニア応援センターの設置場所について (意見)</p>	<p>職探し等を希望する高齢者にとって利便性が高いといえるが、年間利用者数や、センターの相談者が2階にあるハローワークへ赴いたか把握していないこと等からすると、高額ではないかとの懸念がある。センターの設置場所の是非等について検討すべきである。</p>	<p>センターの事業内容・設置場所も含めて検討を進めている。 (高齢対策課)</p>
<p>1.15 生涯現役応援事業費－高齢者社会参加推進プラットフォーム事業費</p>		
<p>(1) 成果指標の達成について (意見)</p>	<p>平成31年4月1日時点において、シニアサポーター数は72名にとどまっており、地域的な偏りがあることに関して、改善の余地があり、養成数目標値177名を達成するための方策を具体的に検討すべきである。</p>	<p>シニアサポーターがいない地域の市町に対して積極的に候補者を推薦してもらえよう市町担当者会議で働きかけるとともに、シニアサポーターについての認知度を高めるため、新たにホームページを活用した活動の周知について検討を進めている。 (高齢対策課)</p>
<p>(2) 活動発表会について (意見)</p>	<p>シニアサポーターの活動発表会への出席率向上や欠席者に対するフォローアップ等の改善策をより具体的に検討すべきである。</p>	<p>シニアサポーターの活動はボランティアで協力を依頼しているものであり、交通手段や旅費負担の問題もあり、参加意向があっても出席に結びつかないことが多い現状にある。 今年度は、新型コロナウイルスの影響により、活動を自粛せざるを得ない状況にあることから、発表会のあり方も含め、シニアサポーター間の情報交換の方法について検討していく。 (高齢対策課)</p>
<p>1.18 建設業定着率向上支援事業費</p>		
<p>(1) 成果指標の設定について (意見)</p>	<p>成果指標は、抽象的であると言わざるを得ず、より具体的な成果指標を設定すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、具体的な成果指標として、事業実施後3年離職率の設定を検討して参ります。 (監理課)</p>

1.19 若年者建設業担い手育成支援事業費

(1) 成果指標の設定について（意見）

成果指標は、抽象的であると言わざるを得ず、より具体的な成果指標を設定すべきである。

御意見を踏まえ、具体的な成果指標として、事業実施校における業界入職率の設定を検討して参ります。
（監理課）

(2) 講習実施時におけるアンケートについて（意見）

アンケートの内容は、個々人の具体的な感想や改善点指摘、要望等を聴取する内容になっておらず、本事業の効果測定を図るには不十分と言わざるを得ない。講習実施時におけるアンケートの内容を改善すべきである。

御意見を踏まえ、事業の効果測定が図られるよう、令和3年度実施分からアンケートの内容を改正しました。
（監理課）

2. 雇用のミスマッチ解消

2.6 介護人材緊急確保対策事業費
－介護人材確保対策連携強化事業費

(1) 介護事業所認証・評価制度における事業者数について（意見）

介護事業所認証・評価制度における事業者数を増加させる方策を検討すべきである。

認証法人の増加を図るため、認証法人へのインセンティブ（介護ロボット導入支援事業補助金の優先採択枠等）の取組を行っている。また、各種メディアを活用した周知等に務めている。
（高齢対策課）

2.10UIJ ターン雇用対策事業費－とちぎインターンシップフェア開催事業費

(1) インターンシップフェア参加者の集計結果について（意見）

インターンシップフェアに参加したのが大学3年生なのか、大学生の保護者等なのかにより、その意味合いは異なるはずであるから、これらを区別した集計結果を明確にすべきである。

御意見を踏まえ、今年度の実施に当たっては、参加者の学年や保護者等を別にし、集計を行った。
（労働政策課）

(2) インターンシップフェア参加者について（意見）

インターンシップフェア参加者につき、県外出身者を取り込む工夫を検討すべきである。

今年度の実施に当たっては、県外出身者への周知を図るため、県と就職促進協定を締結する首都圏の大学キャリアセンター等へ周知の協力を依頼するとともに、学生に対してダイレクトメールを送付するなどの対応を行った。
（労働政策課）

3. 多様な働き方を可能とする環境づくり

3.1 女性活躍応援事業費－ワーク・ライフ・バランス推進事業

<p>費</p> <p>(1)「男女生き活き企業」認定企業について（指摘事項）</p>	<p>「認定」企業とされることのメリット付与に関する検証あるいは「認定」を受けることのメリットが認定を受けようとする企業の動機付けになっていないのではないかと等といった点に関する検証が不十分である。</p>	<p>御指摘の点については、認定企業への新たなインセンティブの付与も必要であると検討を行ってきた。</p> <p>企業の認定申請意欲を喚起するため、令和2年度、栃木県建設工事入札参加資格審査制度（令和3・4年度分）における技術評価項目に「女性の活躍の促進」を導入し、「認定」を受けている場合に加点することとした。その結果、令和元年度末時点 36 社だった認定企業が令和3年1月末時点で173社に増加した。</p> <p>今後も認定企業の増加を図るため表彰企業の取組を積極的にPRするとともに、企業への働きかけを行っていく。</p> <p>（人権・青少年男女参画課）</p>
---	---	--

第4章 戦略6 地元とちぎへの若者の定着促進

項目	監査結果	講じた措置
<p>1. とちぎへの愛着や誇りの醸成</p> <p>1.1 小中学生へのふるさと学習の推進</p> <p>(1)ハード整備の確認について（指摘事項）</p> <p>(2)総合政策部との連携について（意見）</p>	<p>「とちぎふるさと学習」のホームページを作成しているが、実際の小学校・中学校の授業の場においてインターネットを利用できる環境が整備されているのか、具体的な調査が行われなままホームページの製作が先行している。</p> <p>「とちぎふるさと学習」資料集「もっと学ぼう！栃木県」には、巻末に「とちぎの百様」に紙幅をさいている。両者に作成年度の違いはあるが、「とちぎの百様」利用についての十分な検討が行われていない。</p>	<p>「インターネット等を使った指導を行う学校の割合」について、本課で継続調査しており、ホームページ公開時の平成23年度の調査では、「積極的に行う予定」及び「行う予定」を合わせ100%の結果であった。御指摘を踏まえ、現在の各学校のハード整備の現状を一層把握し、本課の調査についても質問項目の精選を行った。今後も学校の現状の把握に努めながら対応していく。</p> <p>（義務教育課）</p> <p>「とちぎの百様」については、地域振興課と調整した上で、本課作成の「とちぎふるさと学習」資料集の巻末に部分的に掲載し、学校への周知・活用を図ってきた。御意見を踏まえ、今後は、「とちぎふるさと学習」ホームページに「とちぎの百様」のバナーを掲載して関連を図ることを含め、ホームページの改善を図れるよう取</p>

<p>1.2 とちぎの高校生「じぶん未来学」推進事業費 (1) 準備段階の検討事項について (指摘事項)</p>	<p>事業は、平成28年度から県立高等学校(全日・定時・特別支援)の生徒を対象として実施されたが、その導入段階の検討過程では学校現場における担当教員の立場からの検証が十分行われたとは言えない。</p>	<p>り組んでいく。 (義務教育課) 監査結果を踏まえた上で、新学習指導要領へ対応するため、現行プログラムの改訂に着手した。改訂プログラムの作成に当たっては、現場の担当教員の意見を反映するため、プログラム改訂ワーキンググループ構成員に県立学校教諭6名を加えた。改訂プログラムは、新学習指導要領が全面实施となる令和4年度から実施する予定である。(生涯学習課)</p>
<p>1.3 ふるさと栃木の魅力醸成・発信事業費 (1) 教育委員会との連携について (指摘事項)</p>	<p>「とちぎの百様」普及に当たっては、小中学校の授業において積極的に題材として扱ってもらえるよう方法を十分に検討すべきである。</p>	<p>「とちぎの百様HP」及び教育委員会において所管している「とちぎふるさと学習HP」に相互リンクの設定作業を行うとともに、県教育委員会から学校に対し、学校で行う取組等において「とちぎの百様」を活用してもらうよう依頼文を送付した。(地域振興課)</p>
<p>2.1 大学コンソーシアムとちぎグローバル人材育成事業費 (1) 予算未消化の状況について (意見)</p>	<p>平成30年度の予算は23.2%が未消化の状態であり、設定枠を満たせない事業の運営について検討すべきであるが、事業内容の検討過程が確認できない。</p>	<p>予算未消化が多く生じているのは、留学支援にかかる経費である。留学生の採択は厳正な審査の上決定しているが、今後は学生から提示される所要見込額と予算を十分に精査した上で、予算の範囲内で最大限の学生を採択するよう努めていく。(国際課)</p>
<p>(2) コース利用者の報告会について (意見)</p>	<p>基礎コース及び上級コースの利用者に対する成果の取りまとめが計画的に行われていない。大学コンソーシアムとちぎでは、帰国生の追跡が実施されており、可能な範囲で情報の収集が行われているが、この情報をどのように活用するのか、意見交換をしながら事業の成果把握の方法を考案していく必要がある。</p>	<p>本事業を活用して留学した学生について、報告書のとりまとめは実施しているが、別途、項目別のアンケートを実施し、より詳細な事業効果を把握することで、今後のグローバル人材の育成に活用していく。(国際課)</p>
<p>2.2 グローバル人材育成事業一起業家精神育成事業</p>		

<p>(1) 選定結果について (指摘事項)</p>	<p>起業家精神育成事業に選定される高校に偏りがあるが、対策が検討されていない。なぜ参加を見合わせたのか理由を確認していないため、事業に対して魅力を感じていない高校の事業がつかめていない。</p>	<p>当該事業は令和元年度をもって終了しているが、同様な事業を行う場合には、選定される高校に偏りが生じないようにし、魅力ある事業にするよう研究していく。 (高校教育課)</p>
<p>(2) 財源の工夫について (意見)</p>	<p>商品化に成功した起業家精神育成事業があり、さらに事業を拡大する上で事業資金の財源を広げられる方法が考えられるが検討されていない。応募してくる多くの高校生に機会を与えるためにも、自治体の財源以外にも事業資金を確保する試みが必要である。</p>	<p>当該事業は令和元年度をもって終了しているが、同様な事業を行う場合には、事業資金を確保する試みについて研究していく。 (高校教育課)</p>
<p>2.4 高校生学力向上総合支援事業</p>		
<p>(1) 新しい試みの課題の整理について (指摘事項)</p>	<p>高校生学力向上総合支援事業の実施に当たり、収集すべき情報のポイントがどこにあるのか当初の設定が明確になっていない。</p>	<p>指摘事項を踏まえ、企画段階において各学校の教育目標や学校の実情に合わせ、以下の3点に示されているような視点を取り入れることとした。 ①ICT活用能力の育成など、技術の進展に応じた取組 ②ボランティア活動など、地域や外部機関と連携した取組 ③興味・関心に応じた課題研究など、探究的な学習を充実させた取組 (高校教育課)</p>
<p>2.6 高校再編計画推進費一有識者会議開催費</p>		
<p>(1) 第一期県立高等学校再編計画の事後分析について (意見)</p>	<p>高校再編計画の柱の1つである規模の適正化について、第一期県立高等学校再編における学校の統合として実施した日光明峰高校の結果は、受験倍率の低下傾向が顕著であり学校の統合が意図した結果を生んでおらず、更なる原因分析が必要である。</p>	<p>日光明峰高校においては、平成30年度より、地域住民や保護者、小中学校の校長などを委員とする学校運営協議会を設置して、県教委とともに受検倍率の要因について多面的に分析を進め、効果的な広報活動を展開したことなどにより、入学者数が増加傾向に転じるなど一定の成果を上げている。 (総務課)</p>
<p>3. 地域等との連携による若者の地元定着の促進</p>		
<p>3.1 大学地域連携活動支援事業</p>		
<p>(1) 後発案件の要求水準が高まる傾向について (指摘事項)</p>	<p>事業の性格上、継続案件が年々増加する傾向にあるが、結果とし</p>	<p>御指摘を踏まえ、昨年度から「事業報告会」を一般公開とし、</p>

<p>(2) プロジェクト参加学生の就職状況について (指摘事項)</p>	<p>て新規案件の採用枠が狭められている。新規案件の採択件数確保のための検討が行われていない。</p> <p>事業の目的には、大学生に対して地域への愛着や誇りを醸成し、地元定着を図ることを掲げているが、その把握は講じられていない。</p>	<p>地域活動の専門家からのアドバイスによる活動のブラッシュアップやグループ相互の情報交換の機会を提供した。(総合政策課)</p> <p>御指摘を踏まえ、事業参加学生の県内就職状況調査を実施した。(総合政策課)</p>
---------------------------------------	---	---

第5章 戦略7 立地環境を生かした企業誘致の推進

項目	監査結果	講じた措置
<p>1. 企業誘致の推進</p> <p>1.2 「とちぎいいもの」販売推進事業費 (企業誘致) - 立地戦略・戦術強化事業</p> <p>(1) アンケート対象について (意見)</p>	<p>県は、新規立地を促したい業種にアプローチするためにも、アンケート対象を製造業以外にも広げることが望ましい。</p>	<p>御意見を踏まえ、アンケート対象を製造業以外にも広げ、設備投資アンケートを実施した。(東京事務所・産業政策課)</p>
<p>1.3 関西情報発信強化事業費-企業誘致事業費</p> <p>(1) アンケートの実施について (意見)</p>	<p>関西圏の企業が県への立地を検討するに当たりどのような情報を必要としているか、次回セミナーへの反映、企業訪問の可否などの情報収集をするためにも、セミナーにおいて参加企業へのアンケートを実施することが望ましかった。</p>	<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止としたが、来年度以降、参加企業へのアンケートを実施することにした。(東京事務所・産業政策課)</p>
<p>1.4 企業立地推進補助金-戦略的企業立地促進事業費</p> <p>(1) 交付要件について (指摘事項)</p> <p>(2) 交付対象について (指摘事項)</p>	<p>交付した補助金について不動産取得税が期限後納付となっていたが、質疑応答集には期限後納付を認める基準が設けられておらず、交付するための特段の事情と認める稟議も起案されていなかった。県は、適切な補助金交付の事務を行うために、例外的な補助金交付のための規程を定めるべきである。</p> <p>生産設備を対象とした補助金を交付したが、補助金交付申請書の添付書類と提出された償却資産課税台帳に機会及び装置とし</p>	<p>期限後納付の取扱いについて、考え方を整理し、質疑応答集に記載することとした。(産業政策課)</p> <p>交付要領に基づき、償却資産課税台帳に記載された資産の区分により補助金を交付していたが、御指摘を踏まえ、資産毎に確認す</p>

	<p>て記載された複合機は事務機器として器具及び備品として分類されるものであるため、補助対象に含めるのは適切ではない。県は申請書類の審査を適切に行うべきであった。</p>	<p>ることとした。(産業政策課)</p>
<p>(3) 添付書類の不備について (指摘事項)</p>	<p>添付書類として直近の事業年度の事業報告書及び決算書の提出を求めているが、事業報告書が添付されていなかった。県は、書類提出時に適切に添付書類の有無を検査し、事業報告書の提出を求めるべきであった。</p>	<p>添付書類の有無を検査し、不足書類は提出を求めているが、御指摘を踏まえ、今後、事業報告書の提出を徹底することとした。(産業政策課)</p>
<p>(4) 交付金額について (意見)</p>	<p>補助金の交付要領には、補助対象となった不動産の一部が賃貸に出された場合に、どのような事例が減額対象となるかの定めが設けられていないため、明示する必要がある。県は、適切な補助金算定のために交付要領の改訂や事務取扱規則を設けるべきである。</p>	<p>本件のような個別案件の対応については、質疑応答集に記載し、取扱いを整理していくこととした。(産業政策課)</p>
<p>1.6 企業立地推進事業費—本社機能等立地支援事業費</p>		
<p>(1) 補助対象者について (意見)</p>	<p>県は、交付要領における補助対象を広げるために要件を見直す必要がある。本社機能等立地支援補助金の対象を直近決算期の売上高が100億円超の企業としているが、県内の雇用確保の観点からは、従業員数を基準にするなど対象企業を広げるべきである。</p>	<p>現在、補助制度の見直しを行っており、補助対象要件等について検討していく。(産業政策課)</p>
<p>(2) 添付書類について (意見)</p>	<p>交付要領では、家賃を助成するに当たり補助要件として補助対象者と賃借建物の賃貸人との間に資本上の親子関係が存在しないことを定めている。県は、株主名簿などの資本関係を明らかにする書類の提出を補助対象者に求めるのが望ましい。</p>	<p>明らかに資本関係がない場合を除き、資本関係を明らかにする書類を求めることとした。(産業政策課)</p>
<p>(3) 親子関係以外の資本関係の確認について (意見)</p>	<p>補助対象者については、賃借建物の貸主との直接的な親子関係だけではなく、貸主も含む企業グループによって株式が持ち合われている企業なども補助対象者に含めないことが望ましい。</p>	<p>現在、補助制度の見直しを行っており、補助対象者と貸主の関係について、検討していく。(産業政策課)</p>

<p>2. 企業の定着促進 2.2 企業立地推進補助金－産業定着集積促進支援事業費 (1) 添付書類について (指摘事項)</p> <p>(2) 検査内容について (意見)</p> <p>(3) 補助対象事業について (意見)</p>	<p>添付書類として直近の事業年度の事業報告書及び決算書の提出を求めているが、事業報告書が添付されていなかった。 県は、書類提出時に適切に添付書類の有無を検査し、不足している書類の提出を求めるべきであった。</p> <p>県は、あらかじめ準備された検査調書を画一的に運用するのではなく、補助金の交付事例に応じた検査の確認項目を検査調書に明示することが望ましい。</p> <p>『栃木県企業立地・集積促進補助金』と補助対象事業で差異がある。県は、雇用確保の政策の一貫性の観点からも、補助金交付対象事業を見直す必要がある。</p>	<p>添付書類の有無を検査し、不足書類は提出を求めているが、御指摘を踏まえ、今後、事業報告書の提出を徹底することとした。 (産業政策課)</p> <p>現地検査で確認した内容を検査調書に明示するようにした。 (産業政策課)</p> <p>現在、補助制度の見直しを行っており、補助対象とする業種について検討していく。 (産業政策課)</p>
---	---	---

第6章 戦略8 とちぎへのひとの還流の推進

項目	監査結果	講じた措置
<p>1. 東京圏の移住希望者への発信力の強化 1.1UIJ ターン雇用対策事業費－とちぎUIJ ターン求人企業合同説明会開催事業 (1) 就職状況の把握及び学生参加者数について (意見)</p> <p>(2) 成果指標について (意見)</p> <p>1.2UIJ ターン雇用対策事業費－就職活動支援アプリケーション事業 (1) アプリの評価、改善及び利用状況について (意見)</p>	<p>参加学生の参加企業への就職状況の把握及び合同説明会の開催時期、開催場所、周知方法等の見直しが必要である。</p> <p>成果指標を「とちぎ UI ターン就職促進協定締結校における本県への年間就職者数」に設定しているが、合同説明会は就職促進協定締結校以外の学生も参加可能である。合同説明会の実績を評価するための適切な成果指標の設定が必要である。</p> <p>とちまる就活アプリの有効な評価が実施されておらず、アプリ</p>	<p>御意見を踏まえ、多くの学生が参加できるよう、適切な実施に向けて検討していく。 (労働政策課)</p> <p>御意見を踏まえ、上位指標であるとちぎ創生15戦略における成果指標を設定した。 (労働政策課)</p> <p>御意見を踏まえ、利用状況の分析やその評価方法等を含め検討</p>

	<p>ユーザーからの要望を適切に把握できる状況となっていない。また、利用状況の詳細な分析が必要である。</p>	<p>していく。 なお、アプリユーザーからの要望を把握できるよう、問い合わせフォームの改善等を行った。 (労働政策課)</p>
(2)アプリ内広告について (意見)	<p>アプリ内広告を設けたが、企業からの応募がなかった。県内企業へアプリ内広告の周知が必要である。</p>	<p>アプリ内広告の周知を図るため、専用ページを作成する。 (労働政策課)</p>
(3)高校生向けのチラシについて (意見)	<p>とちまる就活アプリの利用対象に想定していない高校生に向けたチラシを作成、配布しているため、数年後の就職活動時に効果確認を行う必要がある。</p>	<p>高校生に対するチラシの配付開始時期は平成30年度からであるため、御意見を踏まえ、当該学年の方の就職活動が本格化する令和3年度以降、アンケート等により調査を行う。(労働政策課)</p>
(4)成果指標について (意見)	<p>成果指標を、「とちぎUIターン就職促進協定締結校における本県への年間就職者数」に設定しているが、アプリ利用者を就職促進協定締結校の学生に限定していない。適切な成果指標の設定が必要である。</p>	<p>御意見を踏まえ、上位指標であるとちぎ創生15戦略における成果指標を設定した。 (労働政策課)</p>
1.3UIJ ターン雇用対策事業費—就職促進協定締結校企業連携事業		
(1)就職促進協定締結校の範囲について (意見)	<p>就職促進協定締結校は大学、短期大学のみであり、専修学校(専門課程)との協定締結について検討することが必要である。</p>	<p>これまでは専修学校との協定締結の実績はないことから、御意見を踏まえ、栃木県出身者等の在籍者等が多い専修学校等を対象として、協定締結を進めているところである。 (労働政策課)</p>
(2)追跡調査について (意見)	<p>セミナー参加者の開催企業への就職状況を把握していない。セミナーの成果を把握するため追跡調査の方法を検討し、実施することが望ましい。</p>	<p>御意見を踏まえ、参加者等の就職状況の把握のため、効果的に調査方法について検討していく。 (労働政策課)</p>
1.4 求職者就職支援等事業費—地域活性化雇用創造プロジェクト協議会費		
(1)求職者就職支援プログラム事業のアウトカム指標について (意見)	<p>地域活性化雇用創造プロジェクト実績報告(アウトカム指標)において、達成困難な見込数を報告している。アウトカム指標の実績見込数は過去の実績及び該当年度の事業の状況等を勘案し、適</p>	<p>事業実施期間の終了に伴い、昨年度をもって本事業は廃止となったが、今後同様の事業実施の際には、アウトカム指標の実績見込み数は過去の実績等を勘案し、適切な数字での報告を行う。</p>

<p>(2) 会議出席対応について (意見)</p>	<p>切な数字を報告すべきである。</p> <p>連続して欠席している委員に対して、代理出席を要請するなどの対応が必要である。</p>	<p>(労働政策課)</p> <p>昨年度末に協議会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催となった。</p> <p>また、事業実施期間の終了に伴い、本事業については昨年度をもって廃止となったが、今後同様の事業実施の際には、連続して欠席する委員に対しては代理出席等の対応を行っていく。</p> <p>(労働政策課)</p>
<p>1.5 求職者就職支援等事業費—戦略的産業分野企業と離転職者のマッチングセミナー出展事業費</p> <p>(1) セミナー参加企業数について (意見)</p>	<p>セミナー参加企業数の目標が65社であるが、実績数は33社と目標を大幅に下回っている。目標達成できるよう、対象企業の範囲、研修内容、周知方法等を見直す必要がある。</p>	<p>事業実施期間の終了に伴い、昨年度をもって本事業は廃止となったが、今後同様の事業実施の際には、事業内容や周知方法について改めて見直しを行った上で施策を展開していく。(労働政策課)</p>
<p>(2) 成果指標について (意見)</p>	<p>成果指標を、「本県への年間移住者数」としているが、事業内容から、参加企業のブース出展実績や県外からの採用状況を成果指標とすることが考えられ、適切な成果指標の設定が必要である。</p>	<p>事業実施期間の終了に伴い、昨年度をもって本事業は廃止となったが、今後同様の事業実施の際には、事業に見合った適切な成果指標になっているかを検討した上で設定を行う。(労働政策課)</p>
<p>1.6 求職者就職支援等事業費—求職者就職支援プログラム事業</p> <p>(1) 就労先企業の要件確認について (指摘事項)</p>	<p>計画書の作成、提出を求め計画を確認する、モニタリングを実施し、進出状況を確認するなど、戦略産業分野に進出を予定している企業の進出計画確認を厳格に実施すべきである。</p>	<p>事業実施期間の終了に伴い、昨年度をもって本事業は廃止となったが、今後同様の事業実施の際には、企業の当該分野への進出状況の確認を厳格に行っていく。</p> <p>(労働政策課)</p>
<p>(2) 委託先からの実績報告について (意見)</p>	<p>委託先からの実績報告書において、実績数が不明瞭である。事業の実態を適切に把握するため就労先企業でOJTを実施した人数及びOJT先での正社員雇用採用者数も最終報告である実績報告書において明瞭に報告されることが望まれる。</p>	<p>事業実施期間の終了に伴い、昨年度をもって本事業は廃止となったが、今後同様の事業実施の際には、委託先からの実績報告書等について、実績数等についてより明瞭なものを提出するよう委託先に指導を行っていく。</p> <p>(労働政策課)</p>
<p>(3) 就職に至らなかった求職者に</p>	<p>就職に至らなかった求職者に</p>	<p>事業実施期間の終了に伴い、昨</p>

<p>対するフォロー報告について (意見)</p>	<p>対するフォローを実施した場合の報告が行われていない。事業の一環として実施する業務であることから、フォローの内容及び結果も報告を求めることが望ましい。</p>	<p>年度をもって本事業は廃止となったが、今後同様の事業実施の際には、求職者へのフォローの報告も行うよう、委託先に指導を行っていく。 (労働政策課)</p>
<p>(4) 求職者の条件について (意見)</p>	<p>正規雇用で就業中の者が参加可能なことにつき理由及び委託仕様書の求職者要件の記載が不明瞭である。</p>	<p>事業実施期間の終了に伴い、昨年度をもって本事業は廃止となったが、今後同様の事業実施の際には、事業対象者について仕様書等で明瞭に記載を行うこととしたい。 (労働政策課)</p>
<p>(5) 応募者数について (意見)</p>	<p>応募者数が少ないため、戦略産業への就職意欲の高い求職者を選定できる状況ではない。周知方法を見直し、応募者をより多く獲得し、戦略産業へ就職することを強く希望する者の支援をすべきである。</p>	<p>事業実施期間の終了に伴い、昨年度をもって本事業は廃止となったが、今後同様の事業実施の際には、企業への周知方法等を見直し、より多くの参加企業の獲得に努めることとしたい。 (労働政策課)</p>
<p>(6) OFF-JT の参加要件について (意見)</p>	<p>OFF-JT の不参加要件及び欠席要件が規定されていない。受講者の過去の職業、資格、経験により受講が不要である講義があることも理解できるが、本人の申告のみで OFF-JT を不要とするのは好ましくなく、対応が必要である。また、受講者の出席率増加を促す対応も必要である。</p>	<p>事業実施期間の終了に伴い、昨年度をもって本事業は廃止となったが、今後同様の事業実施の際には、不参加要件や手続き等を明確化することとしたい。 (労働政策課)</p>
<p>1.7 とちぎ UIJ ターン促進事業費 (ウェブサイト管理運営費) (とちぎ暮らし・しごと支援センター事業費) (UIJ ターン支援事業費) - とちぎ UIJ ターン支援事業費</p>	<p>随意契約に適さないインタビュー記事作成が含まれている。インタビュー記事作成業務は、システム開発業者である必要はなく、プロポーザルにより業者を選定すべき業務である。ウェブサイト保守管理業務とインタビュー作成業務は別々の業務として取り扱うべきである。</p>	<p>令和2年度のウェブサイト管理・運営業務において、インタビュー記事作成は実施しないこととしています。 今後、インタビュー記事を作成する場合は、プロポーザル等による業者選定等、効果的な手法を検討します。 (地域振興課)</p>
<p>(1) 委託業務の範囲について (意見)</p>	<p>随意契約に適さないインタビュー記事作成が含まれている。インタビュー記事作成業務は、システム開発業者である必要はなく、プロポーザルにより業者を選定すべき業務である。ウェブサイト保守管理業務とインタビュー作成業務は別々の業務として取り扱うべきである。</p>	<p>令和2年度のウェブサイト管理・運営業務において、インタビュー記事作成は実施しないこととしています。 今後、インタビュー記事を作成する場合は、プロポーザル等による業者選定等、効果的な手法を検討します。 (地域振興課)</p>
<p>(2) 移住者の人数把握について (意見)</p>	<p>とちぎ暮らし・しごと支援センターを利用し、移住に至った人数を正確に把握できていない。有効</p>	<p>とちぎ暮らし・しごと支援センターにおいて、相談者に対する移住相談員からの定期的なフォロ</p>

<p>2. とちぎのブランド力の向上</p> <p>2.1 とちぎブランド・デザイン事業－「オールとちぎ」によるブランド推進事業</p> <p>(1) 会議出席対応について (意見)</p> <p>2.3 とちぎブランド・デザイン事業－「とちぎ力」向上事業費</p> <p>(1) 動画の評価について (意見)</p> <p>3. とちぎへの人材還流、移住・定住の促進</p> <p>3.1 とちぎ未来人材応援事業費</p> <p>(1) 制度設計の見直しについて (指摘事項)</p> <p>(2) 募集対象者について (意見)</p> <p>(3) 成果指標について (意見)</p>	<p>性を評価する観点からも本事業の目的である移住の人数を正確に把握する方法を検討し、人数を把握することが必要である。</p> <p>連続して欠席している委員がおり、期待された専門能力を発揮できていない。連続して欠席の場合、代理出席を要請するなどの対応が必要である。</p> <p>再生回数以外の評価を行い、認知度及び愛着度向上のための動画作成が望まれる。各々のノウハウを共有し県全体で認知度、愛着度をあげるために市、町及び他部署といった垣根を超えた協力も必要である。</p> <p>大学生等が地元企業に就職した場合、奨学金の返還を助成するものであるが、認定取消者が多く方法の検討が必要である。</p> <p>助成を受ける認定者が少ない状況である。募集対象者に専修学校(専門課程)の学生を含めることを検討する必要がある。</p> <p>成果指標を、「とちぎUIターン就職促進協定締結校における本県への年間就職者数」に設定して</p>	<p>ーアップや、市町との情報共有をすることにより、本県への移住状況の把握にさらに努めていきます。(地域振興課)</p> <p>御意見を踏まえ、連続して欠席する委員に対し、代理出席を要請することとした。(総合政策課)</p> <p>現在、デジタルマーケティングの導入を進めており、動画については単に作成するのみにとどまらず、ターゲット層に届く広告を実施し、再生回数のほか、エンゲージメント率やクリック率といった結果等の分析を実施していく。(総合政策課)</p> <p>今年度募集から対象業種を拡大したことにより就職先の幅も広がり辞退者(対象外業種への就職)減が見込まれる。また、認定者に対し対象企業情報を発信するなど伴走支援を行う。(労働政策課)</p> <p>認定者が少ない状況を受け、昨年度に事業の見直しを行い、今年度募集より対象業種の拡大や電子申請方式を導入し改善を図ったところである。その結果、今年度の応募者は例年に比べ増加したため、引き続き拡充効果の検証を行い、対象者の見直しについては必要に応じ検討する。(労働政策課)</p> <p>御意見を踏まえ、上位指標であるとちぎ創生15戦略における成果指標を設定した。</p>
--	---	--

いるが、当該事業は就職促進協定締結校以外の学生も対象であるため、適切な成果指標の設定が必要である。

(労働政策課)